



島根県報

平成29年6月9日（金）

第2,910号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
指定漁船調書の縦覧	（水 産 課）	2
建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更	（建 築 住 宅 課）	3

【公 告】

島根県通送業務に係る提案競技の実施	（総務事務センター）	5
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	10

【特定調達公告】

自動車保管場所証明電子化システムA P環境構築及び保守業務委託契約に係る随意契約の相手方等	（警 察 本 部）	10
-----------------------------------------------	-----------	----

【公安規則】

島根県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	11
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	（ " ）	12
島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	（ " ）	12

告 示

島根県告示第334号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年6月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

安来市広瀬町東比田2745-71、2745-73、2745-75、2745-77、2745-79、2745-81、2745-83、2745-85、2745-87、2745-89、2745-92、2745-93、2745-95、2745-97、2745-99

2 保安林として指定された目的

水源^{かん}の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第335号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成29年6月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

江津市黒松町654-1 渡邊 勇

〃 和木町707 松本 光男

〃 江津町745 有賀美津男

イ 加入区

江津市加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

2(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

大田市静間町262-3 吉田 邦憲

〃 217-9 吉田 喜昭

〃 188-20 月森 廣次

イ 加入区

和江加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

3(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

隠岐郡隠岐の島町東町登具 6 大西 隆秀

〃 港町天神原16-1 吉田 政司

〃 加茂1411-2 野津 和博

イ 加入区

西郷加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

4(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

隠岐郡知夫村523-12 萬 康

〃 935 徳田 博史

〃 409 濱 辰成

イ 加入区

知夫村加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第336号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年6月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
株式会社建築構造センター	東京都新宿区新宿一丁目8番1号	(山陰事務所) 島根県松江市中原町6番地 (本社) 東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階 (東北事務所) 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階 (福島事務所) 福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室 (埼玉事務所) 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階 (千葉事務所) 千葉県船橋市葛飾町2-402-3 丸庄ビル1階 (神奈川事務所) 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 日総第8ビル8階 (愛知事務所) 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号 久屋パークビル7階 (岡山事務所) 岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号 成広ビル2階 (広島事務所) 広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル704-2号室 (愛媛事務所) 愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 ミツネビルディング601号室 (福岡事務所) 福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 西鉄祇園ビル3階	(山陰事務所) 島根県松江市中原町6番地 (本社) 東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階 (東北事務所) 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階 (福島事務所) 福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室 (埼玉事務所) 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階 (千葉事務所) 千葉県船橋市葛飾町2-402-3 丸庄ビル1階 (神奈川事務所) 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 日総第8ビル8階 (愛知事務所) 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号 久屋パークビル7階 (三重事務所) 三重県四日市市浜田町12番18号 アーク四日市ビル7階 (岡山事務所) 岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号 成広ビル2階 (広島事務所) 広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル704-2号室 (愛媛事務所) 愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 ミツネビルディング601号室 (福岡事務所) 福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 西鉄祇園ビル3階	平成29年6月22日

	(佐賀事務所) 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 いちご佐賀ビル704号室	(佐賀事務所) 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 SONIC佐賀駅前ビル704号室	
	(長崎事務所) 長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル8階	(長崎事務所) 長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル8階	
	(宮崎事務所) 宮崎県宮崎市川原町5番10号 ミネックス川原8階	(宮崎事務所) 宮崎県宮崎市川原町5番10号 ミネックス川原8階	
	(鹿児島事務所) 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室	(鹿児島事務所) 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室	
	(沖縄事務所) 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 沖縄県建設会館4階	(沖縄事務所) 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 沖縄県建設会館4階	

公 告

島根県通送業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成29年6月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県通送業務

(2) 仕様

別に定める「島根県通送業務に係る提案競技仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 契約期間

契約の締結日から平成32年9月30日まで

イ 通送業務期間

平成29年9月29日から平成32年9月30日まで

(4) 提案価格の上限額

164,500,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 郵便法（昭和22年法律第165号）の規定に基づき定められた内国郵便約款により行う郵便の役務を提供できること、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）に規定する特定信書便事業者であり、同法第2条第7項第1号に定める特定信書便役務を提供できること。

イ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受け、又は同

法第36条第1項に規定する貨物軽自動車運送事業の届出を行っていること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

オ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

カ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

キ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

コ この提案協議に参加する共同企業体の構成員でないこと。

サ 特定信書便事業者にあつては、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日までに、特定信書便役務に係る契約を締結し、12月以上継続して誠実に履行した実績を有する者であること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(ワ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからケまでの全ての要件を満たすこと。

エ 共同企業体の代表者が特定信書便事業者である場合は、(1)のサの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明に関する事項

(1) 提案競技説明書の配布期間、配布場所及び配布手続

ア 配布期間

平成29年6月9日（金）から同年7月7日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。また、平成29年7月7日（金）は午後3時までとする。）

イ 配布場所

松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階
島根県総務部総務事務センター総務グループ

ウ 配布手続

別途示す「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付票に必要事項を記載した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提案競技参加資格確認審査に関する事項

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社等概要書又は経歴書 1部（特定信書便事業者にあつては、特定信書便役務に係る契約書の写し又は契約の事実を確認できる書類の写しを添付すること。共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

エ 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

オ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

カ 共同企業体協定書の写し 1部（共同企業体の場合に限る。）

キ 担当者届 1部

ク 役員等名簿 1部

(2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成29年7月7日（金）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

ウ 提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県総務部総務事務センター総務グループ

電話 0852-22-5984 ファクシミリ 0852-22-6163

電子メール somujimu@pref.shimane.lg.jp

※持参の場合は、3の(1)のイの提案競技説明書の配布場所に持参すること。

(4) 提案協議参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成29年7月14日（金）付けで郵送にて通知する。

5 提案競技に係る質問票

(1) 質問票の提出

質問は、質問提出期限までに質問票により提出すること。

なお、質問は郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールにより受け付ける。

(2) 質問提出期限

平成29年6月27日（火）午後5時まで

(3) 提出先

4の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成29年6月30日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファクシミリ又は電子メールにより通知する。

6 提案書等の提出

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

(1) 提案書等の種類及び部数

ア 提案書提出書 1部

イ 提案書 8部

ウ 見積書 1部

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成29年7月25日（火）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

ウ 提出先

4の(3)に同じ。

7 提案の選定方法

(1) 選定の体制

ア 島根県通送業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

イ 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(2) 選定の手順

ア 第1次審査

提案競技参加資格審査において参加資格を満たすと認められた提案者の提案について、提案書に関する書面審査を行い、仕様書の要件を満たさない提案については、失格とする。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者による提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施して提案内容を把握し、審査する。

ウ 契約予定者の決定

イの審査結果をもとに契約予定者を決定する。

(3) 選定方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件を全て満たしており、かつ、提案価格が上限額の範囲内である提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により算出する。

ウ 評価視点（評価項目）は次のとおりとする。

(7) 安全性・確実性

(イ) 効率性

(ウ) 費用

(4) 第1次審査結果及び第2次審査日時の通知

平成29年7月26日（水）に電話又は電子メールで通知することとする。

(5) 第2次審査の実施について

平成29年8月上旬を予定している。

(6) 第2次審査結果及び契約予定者の通知

第2次審査実施後、速やかに郵送で通知する。

(7) その他

その他、提案者の選定方法等に関する詳細については、提案競技説明書による。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

10 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション及びヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

11 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

【郵送の場合】

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県総務部総務事務センター総務グループ

電話 0852-22-5984

ファクシミリ 0852-22-6163

電子メール somujimu@pref.shimane.lg.jp

【持参の場合】

松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階

島根県総務部総務事務センター総務グループ

12 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Shimane Prefectural Government Forwarding Services
- (2) Deadline for submission of proposal documents : By 3 : 00 p.m. on Tuesday July 25, 2017
- (3) For further details, contact : General Affairs Division
1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
TEL : 0852-22-5984

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年6月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

邑智郡川本町大字田窪179番1の一部、179番3の一部、179番6、182番1、736番2、737番2の一部、737番3の一部、739番1の一部、179番5

邑智郡川本町大字南佐木236番3、236番4、236番6、236番8、245番2、993番1、993番3、993番4、993番5、994番、995番、999番2、236番9、999番1の一部、993番2、245番1の一部、246番2の一部、236番5、236番2の一部

面積 17,006.05平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

邑智郡川本町大字川本271番地3

川本町長 三宅 実

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年6月9日

島根県警察本部長 米 村 猛

1 件名及び数量

自動車保管場所証明電子化システムAP環境構築及び保守業務委託契約 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年4月26日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

西日本電信電話株式会社 島根支店長 江崎 順一 島根県松江市東朝日町102番地

5 随意契約に係る契約金額

95,632,320円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

8 特例公告を行った日

平成29年3月24日

公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月9日

島根県公安委員会委員長 堀 江 正 俊

島根県公安委員会規則第7号

島根県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年島根県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「、」に改め、「第42条第1項及び第3項」の次に「並びにストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第17条第1項」を加える。

第2条に次の1項を加える。

3 ストーカー規制法第17条第1項に規定する警察本部長に委任する事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ストーカー規制法第5条第1項の規定による命令
- (2) 前号に掲げる命令をしようとする場合の聴聞
- (3) ストーカー規制法第5条第3項の規定による命令
- (4) 前号に掲げる命令に係るストーカー規制法第5条第3項に規定する意見の聴取
- (5) 第1号及び第3号に掲げる命令に係るストーカー規制法第5条第6項又は第7項の規定による通知
- (6) ストーカー規制法第5条第9項の規定による延長の処分
- (7) 前号に掲げる延長の処分をしようとする場合の聴聞
- (8) 第6号に掲げる延長の処分に係るストーカー規制法第5条第10項において読み替えて準用する同条第6項又は第7項の規定による通知
- (9) ストーカー規制法第13条第2項の規定による報告徴収等

第3条に次の1項を加える。

2 ストーカー規制法第17条第1項に規定する警察署長に委任する事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ストーカー規制法第5条第3項の規定による命令
- (2) 前号に掲げる命令に係るストーカー規制法第5条第6項又は第7項の規定による通知
- (3) ストーカー規制法第13条第2項の規定による報告徴収等（第1号に掲げる命令をするために必要があると認めると

きに行うものに限る。)

附 則

この規則は、平成29年6月14日から施行する。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月9日

島根県公安委員会委員長 堀 江 正 俊

島根県公安委員会規則第8号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表ストーカー行為等の規制等に関する法律の部、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の部及びストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則の部を削る。

附 則

この規則は、平成29年6月14日から施行する。

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月9日

島根県公安委員会委員長 堀 江 正 俊

島根県公安委員会規則第9号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第26号の6を次のように改める。

様式第26号の6 (第23条の5 関係)

認知機能検査結果通知書

氏名
生年月日
検査場所

総合点 [] 点
(A) 点
(B) 点
(C) 点

記憶力・判断力が少し低くなっています。

記憶力・判断力が少し低くなっています。
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり進路変更の合図が遅れる傾向がみられます。
そのため、自動車を運転するときは、
・ 信号をしっかりと確認する習慣をつけ、常に信号機が存在を意識しながら運転するようにすること。
・ 交差点を通行する際は、必ず安全を確認し、一時停止標識がある場合には、停止線の手前で一時停止すること。
・ 進路変更をする際は、早めに合図を出すようにして、後ろと横の安全の確認を必ず行うこと。
などに注意して、安全運転を心がけてください。

※ 総合点によって次のように判定がなされています。

76点以上	記憶力・判断力に心配ありません。
49点以上 76点未満	記憶力・判断力が少し低くなっています。
49点未満	記憶力・判断力が低くなっています。

高齢者講習は認知機能検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者講習を受講する際には、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

島根県公安委員会 印

注： 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。